

南小国町景観農業振興地域整備計画

南小国町景観農業振興地域整備計画 目次

■南小国町の概要.....	1
（１）位置.....	1
（２）概況.....	1
（３）これまでの取り組み・関連計画.....	2
第1章 景観農業振興地域整備計画の区域.....	4
（１）位置と自然概況.....	4
（２）面積.....	4
第2章 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項.....	5
（１）景観の特性.....	5
（２）目指す農村景観像.....	6
（３）景観と調和のとれた営農方針.....	6
第3章 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項.....	7
（１）景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発方針.....	7
第4章 農用地等の保全に関する事項.....	9
（１）農用地等の保全の方針.....	9
第5章 農業の近代化のための施設の整備に関する事項.....	10
（１）景観に配慮した農業近代化施設の更新及び整備方針.....	10
第6章 景観と調和した農業について検討する今後のプロセス.....	10
資料	
（１）景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項.....	11

■南小国町の概要

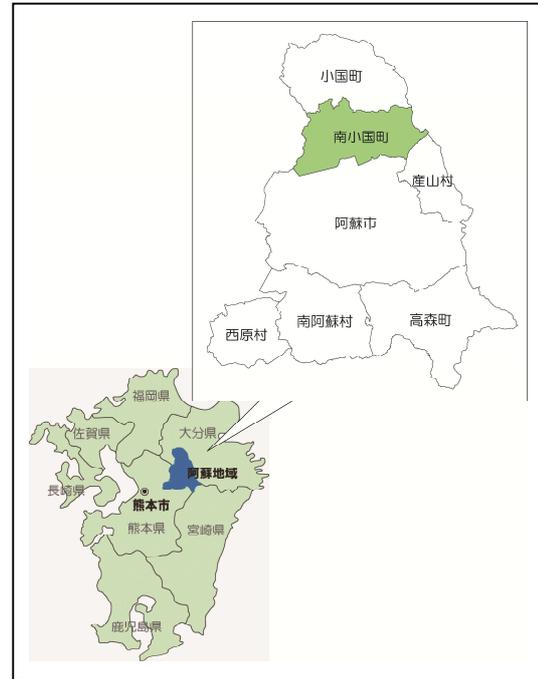
(1) 位置

本町は九州の中央部、熊本県の東北部に位置している。南は阿蘇市、産山村、北は小国町、西と東は大分県に接する。総面積 115.9 km²である。

(2) 概況

阿蘇外輪山、九重連山の標高 430m から 945m にあり、起伏が激しく、一部は阿蘇くじゅう国立公園に属す。阿蘇外輪山から北へ向かって傾斜する地盤に、幾筋もの川で浸食されてできた地形を呈しており、主に河川の上流域にあたる町の南側地域には広大な草原が広がっている。また下流域である北側の地域には、それぞれの河川の谷間に沿って人々が暮らす集落が点在している。それらを取り囲むように小国杉の山々が広がり、総面積の 80%が山林原野で占められている。湧水が豊富な地域であり、水田耕作のために多くの水路が造られ、美しい清流が保たれている。

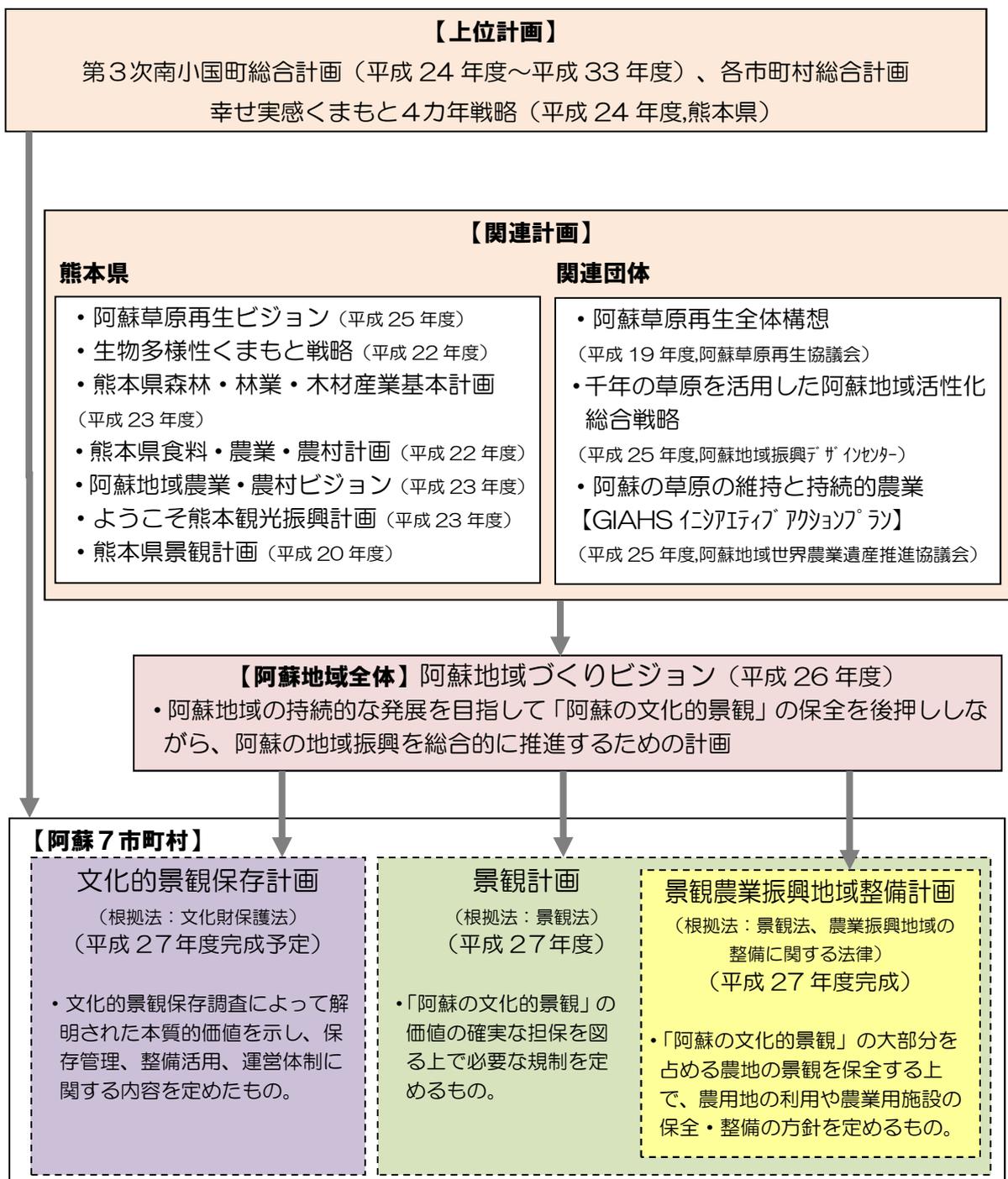
温泉地にも恵まれ、観光地として賑わいを見せる黒川温泉が立地している。他にも、田の原温泉、小田温泉など山の中の自然に囲まれた温泉地が存在する。緑と水のきれいな観光と農林業を主産業とする人口約 4,300 人の純農村である。



本町の位置

(3) これまでの取り組み・関連計画

これまで本町を含む阿蘇地域では、草原再生、生物多様性、森林資源、食・農畜産業、景観形成、観光・まちづくりに関連する計画等により、阿蘇地域の総合的な環境づくりを実践してきた。



●参考：第3次南小国町総合計画の概要と農業関連施策のまとめ

基本構想 ・策定：平成22年3月 ・期間：平成24年度～平成33年度
<p>■計画の概要</p> <p>○策定にあたっては「自然環境を大切にしまちづくり」「地域資源の特性を活かしたまちづくり」「人が輝く活力のあるまちづくり」の3つを基本構想として掲げ、「日本で最も美しい村づくり」に沿った、新しい南小国町のまちづくり、ひとづくりの指針となることを目的に策定する。</p>
<p>■計画の基本</p> <p>「きよらの郷」</p>
前期基本計画 ・策定：平成22年3月 ・期間：平成24年度～平成28年度
<p>■農業関連施策</p> <p>○第4節 命を育む農業の振興</p> <p>└ 1 農業振興</p> <ul style="list-style-type: none">・担い手、認定農業者、農業団体の育成・確保対策・農業基盤の整備対策…中山間地域等直接支払制度等の活用・有料繁殖牛の導入及び原野の維持保全対策…家畜改良の推進、各種事業による野焼き関係の経費負担 <p>○第5節 豊かな森の林業振興</p> <p>└ 1 林業振興</p> <ul style="list-style-type: none">・各種事業の実施（森林集約化の推進、林道等の路網整備、自然エネルギー等を利用した木材乾燥施設の導入による低コスト化及びブランド化） <p>○第6節 活気ある商工・観光</p> <p>└ 1 観光交流の振興</p> <ul style="list-style-type: none">・農業のまちとしての資源や豊かな自然環境を生かし、グリーンツーリズム等の農業・農村体験や、歩きながら自然や景観などを楽しむ体験・交流の創出・農商工連携の推進…農林産物の付加価値向上とブランド化に向けた取り組み

第1章 景観農業振興地域整備計画の区域

(1) 位置と自然概況

本計画は、本町の景観計画の中でも特に重要な景観要素として位置づけられている「草原」を対象区域とし、その特性を活かしながら魅力ある景観を保全・創出するための方針を定めることとする。

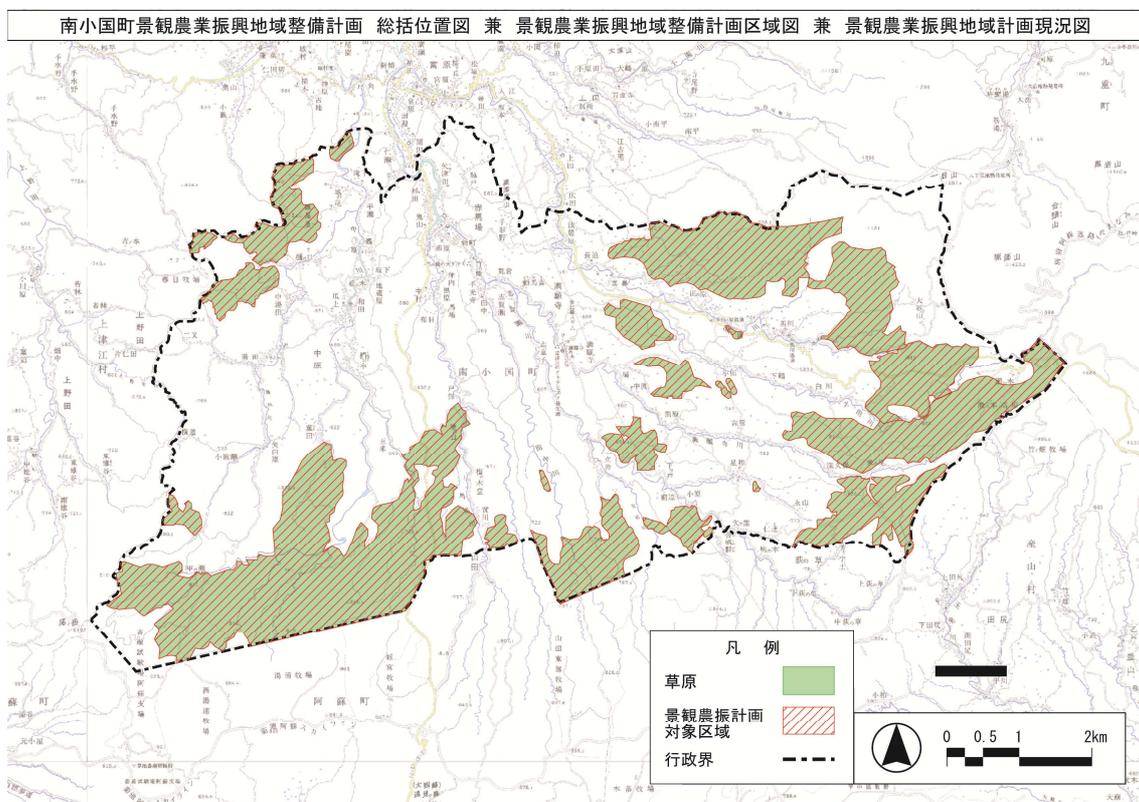
本町の草原が主に位置するカルデラ北斜面側は、起伏のある傾斜地形を有しており、平野に集落、斜面に牧野が確保されている。湧水が豊富な地域であり、田畑、山林、草原が一体となった四季折々の景観が魅力である。草原の管理では、放牧地や採草地としての利用がない地区においても、現在でも野焼きが実施されており、阿蘇地域らしい草原景観が保たれていると同時に、春の風物詩ともなっている。

また、草原の中に位置する押戸石の丘から眺められる 360 度ほとんど人工物の目に入らない眺望は、阿蘇の大草原を象徴する景観である。

(2) 対象区域面積：3,513ha

■整備計画の対象区域

以下の図に示す範囲を本計画の対象区域とする。



第2章 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

(1) 景観の特性

①自然の景観

本町では阿蘇外輪山から北へ向かって傾斜する地盤に、幾筋もの川で浸食されてできた地形を呈しており、主に河川の上流域にあたる町の南側地域は広大な草原が広がっている。手つかずの美しさを誇る溪谷や原生林など、豊かな自然景観を有している。

本町では放牧地や採草地としての利用がない地区でも野焼きが実施され、阿蘇地方らしい草原景観が保たれている。



②生活・生業の景観

現在、本町には約 4,300 人の人々が暮らしている。本町を特徴付ける景観として、人々が長い時間をかけて野焼きなどの維持管理に努めてきた広大な草原がある。放牧地や採草地として現在も野焼きが実施され、阿蘇地方らしい草原景観が保たれている。この地域では谷底平野を中心に集落が分布し、斜面に牧野を確保した形態が特徴となっている。また、水資源が豊富で用水路が道路に沿って流れ、田や畑への利用はもとより洗い場や防火用水などその地域で暮らす人々の生活の一部として活用されてきた。



③歴史・文化・観光の景観

本町の集落の多くには高台からその地域を見渡せる神社が立地するなど、神仏と人々の暮らしが密接な関係をもって育まれてきている。

また、本町を含む阿蘇地域には、雄大な火山地形と広大な草地の景観が観光資源として注目され、昭和 9 年（1934）には、我が国最初の国立公園の 1 つ（現在の阿蘇くじゅう国立公園）に指定された。現在では年間約 1,700 万人の観光客が訪れる。



④眺望の景観

本町では、瀬の本高原や押戸石の丘など、多様な起伏の地形により、人為を感じさせない雄大な景観を形成している。阿蘇くじゅう国立公園への眺望をはじめとして、原野、山林、田園から集落まで、優れた眺望を得ることができ、ゆとりと調和のとれた風景などを体験することができる。



(2) 目指す農村景観像

本計画の対象区域（以下「本区域」）はこれまで放牧や採草、野焼きなど人の手に加えられ続けられたことにより維持されてきた景観である。また草原単体ではなく、周辺の山林、水田、水源地、集落など多様な要素と一体的なまとまりをもったものであり、豊かな自然と貴重な動植物、四季折々の多様な景観が特徴となっている。この景観は地域住民が生活・生業を維持し続けることで受け継がれてきたものであり、今後も受け継がれていくことが望ましい。

そのため、今後も本区域内において、生活・生業を続けるとともに、本区域の貴重な動植物を保全し、伝統芸能や神事、祭りなどの民俗を継承することによって、これまで地域に受け継がれてきた景観を次の世代に受け継ぐことを目指す。



(3) 景観と調和のとれた営農方針

景観農業振興地域整備計画の対象となる区域における景観と調和のとれた営農方針を以下に示す。

①草原利用の継続

現在、本町では開発行為による草原の減少やあか牛の飼養頭数減少、農業形態の変化による牛の放牧や採草活動の縮小により、草原利用形態が変化しつつある。

今後は、放牧の利用促進や草資源の需要拡大による草資源の有効活用を図るため、野草地の保全や牧野の円滑な管理に適した、土地利用の在り方を検討していく。また、草原が持つ多面的機能の周知による草原再生への理解、地域における草原への愛着の醸成を深め、継続的な草原利用の在り方の検討を進めていくものとする。

②管理の省力化

現在、牧野組合の高齢化や担い手不足により草原の維持が困難になってきている。また、維持管理に関わる費用負担や草原や森林、田畑等の管理不足による公益的機能の低下が課題となっている。

今後は、管理の負担軽減のため、野焼き・輪地切りの省力化、安全対策の充実、企業のCSR^{*1}活動など、草原管理の担い手の裾野を広げると同時に、草原再生に携わる人々のメリットを明確化し、経済的支援の仕組みづくりを行う。また、草原・田畑の適切な維持管理、各種事業における生物多様性への配慮、外来種の動植物への対策など多様な生態系の保全に向けた取り組みを進めていくものとする。

③耕作放棄地の減少と活用

現在、担い手不足や高齢化に伴い、農地や農業施設の維持管理に困難が生じている。また、鳥獣被害の深刻化、農畜産業従事者の所得減少などを背景に耕作放棄地が増加傾向にある。

今後は、体験農園やグリーンツーリズムなど生産者と消費者の交流機会の増加や農地の活用、新規就農等の受け入れ体制の構築、農産物の付加価値向上や生産振興に向けた、流通・販路システムの変更、開拓等を検討し、農業の継続、販売促進をベースにした耕作放棄地の減少への取り組みを進めていくものとする。

※1 CSR活動：企業の社会的責任の略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

④都市との交流

現在、本町を含む阿蘇地域は県内有数の観光地となっているが、来訪者によるマナー・ルール違反の問題や、地域住民と来訪者との触れ合いの機会が少なく、阿蘇地域の魅力が十分に伝わっていないことが考えられる。

今後は、来訪者への環境保全への呼びかけや、特定の地域に入るためのルールづくりを進めるとともに、地域住民が地域の魅力を理解し、阿蘇地域が一体となった阿蘇のイメージを発信し来訪者の更なる増加を図っていくことができるよう、周辺市町村との連携を密に取り組んでいくこととする。また、来訪者が楽しむことができるよう、民泊など食や宿泊、体験の一体的なPR、トレッキングや自転車などによる回遊性の向上、体験農園やグリーンツーリズムなど生産者と消費者の交流機会の創出も進めていくこととする。

第3章 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発方針

計画区域内においてはこれまで阿蘇草原再生ビジョン（平成25年度）、阿蘇地域農業・農村ビジョン（平成23年度）等の事業に取り組み、草原の保全、再生と農業の振興を図ってきた。

今後はこれらの取り組みに加え、重要文化的景観への申出及び文化的景観保存計画の策定と並行して、その政策的な方針等を勘案しながら草原の適切な保全を図るとともに、阿蘇地域独特の地形を将来にわたって守っていくものとする。

第4章 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方針

近年の農業を取り巻く動向は、農産物の貿易自由化による国際競争の激化、農家の高齢化や後継者不足等により、今後の農業振興の見通しを立てるのも難しい状況にあるといえる。このような状況に対処するため、以下の措置を講ずる。

①農畜産業の継続

草原の景観を維持するために最も重要なことは、農畜産業を継続して行うことである。そのため、野焼きをはじめとした草原の維持管理や稲作、畑作、放牧などの営農活動の強化・促進を図ることが重要である。さらに、無農薬栽培や生態系に配慮した水路など、環境保全を意識した営農活動への取り組みも推進していく。また、阿蘇全体で減少した草原を再生する仕組みの構築を行う。

②農産物の販売強化

農地を保全するためには、農作物の販売による農家の収入確保が前提となる。そのため、生産物の地元消費の促進、冷涼な気候や地形条件、美しい景観を活かした農産物の販売戦略、南小国米などのブランド化等を検討し、農産物の販売促進を図る。

③支援体制の強化・担い手の育成

担い手の高齢化・後継者不足に対応するため、地域内外からの経済的・人的支援の強化を図るとともに、産業をいかした体験プログラムの実施など、都市住民や非農業従事者による間接的支援の仕組みを構築する。さらに、ボランティアに対する十分な安全対策や、集落全員による野焼きの実施など、担い手拡充を行う。

また新たな担い手の育成のため、地域活動に若い世代や移住者が参加できる機会を増やし、活性化の取り組みを推進する人材育成につなげるとともに、環境整備や入会権の調整、地域への周知啓発など新規就農者の受け入れ環境をつくる。

④農業農村整備の計画・実施

生物多様性や治水などの面から、農業の自然循環機能に配慮した「くまもとグリーン農業」の積極的な展開と、それに関わる農業農村整備の計画・実施が求められている。

第5章 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 景観に配慮した農業近代化施設の更新及び整備方針

これまで維持管理作業の負担軽減のため、牧野の管理道や恒久輪地の整備などが実施されてきた。現在、本地域は観光や都市農村交流によりさらなる地域活性化や農産物の販売促進を目指しているため、今後は阿蘇地域全体の交流拠点施設や農産物の販売所の整備を検討していく。また、今後の施設整備については、各種補助金を活用して進めていくこととする。

なお、今後必要となる施設整備にあたっては南小国町景観計画景観形成基準に則り、本町の景観に調和するものとなるように配慮する。

第6章 景観と調和した農業について検討する今後のプロセス

本地域は県内有数の観光地であるが、その目玉となる雄大な景観は生業を維持することで良好に保たれてきた。生業の継続と観光の推進は、本町を含む阿蘇地域の景観を維持していく上で重要な要素であると言える。しかし、阿蘇地域の景観は将来的に地元だけで守っていくことは難しいと予想されるため、今後は都市住民の力を借りることで景観を維持し、さらに魅力あるものとなるような取り組みが必要となる。

草原の継続的な維持管理と環境整備には、日本型直接支払制度等の各種補助金の活用や、官民一体となった取り組み、入会権や補助金等を活用した運営組織の確立、観光客が阿蘇地域の草原に対して理解や体験ができる環境を整えることも必要である。さらに、農産物の販売促進、新規就農者やI、Uターン者の受け入れなどにより、直接的に農地を利用し、保全につなげる仕組み作りも必要である。

今後は、このような考え方を関係者皆で共有し、誇りを持って次の世代に継承していくような景観を残すよう、取り組みを続けていくこととする。

資料

■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（南小国町景観計画より抜粋）

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

南小国町には野焼きや放牧によって管理されてきた草原や、永きにわたる耕作によって生み出された山間の田園風景など、人々の生業や営農の末に維持されてきた景観を多く有している。

特に良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域については、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について定めるものとする。